

第4次糸魚川市総合計画

序 論

(案)

1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

糸魚川市では、「第3次糸魚川市総合計画（令和4年度（2022年度）～令和10年度（2028年度）」に基づき、持続可能なまちづくりを進めていくため、「人口減少対策」と「住み続けたいまちづくり」を重点課題として、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んできました。

また、地方創生に向けた戦略である「第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年度～令和8（2026）年度）」を策定し、人口減少の歯止めと地域経済の活性化を目指し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んできました。

そのような中、人口減少、少子高齢化は進行するとともに、地域医療体制の維持や管理者不在の空き家・空き地の増加、デジタル社会の進展への対応といったこれまでとは異なる課題に直面しています。

平成17年の市町合併以来、生活圏の一体化に伴う行政を展開し、地方分権時代に対応したまちづくりを通して、行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上に取り組み、新市の一体感の醸成、均衡ある発展に努めてきましたが、これからは将来への負担や不安を軽減しながら、誰もが主体的に課題の解決や新たな取組にチャレンジするまちづくりへ変革していくことが求められます。

こうした本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新たな市民ニーズに柔軟に対応するとともに、10年先の糸魚川市を見据え、対話を軸とした共創のまちづくりを進めるため、令和9年度（2027年度）を初年度とする「第4次糸魚川市総合計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、糸魚川市総合計画条例第4条に基づき、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」です。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画です。

②まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画です。

③市民にとって分かりやすい計画

本市の描く将来像を市民と共有し、市民と共にまちづくりを進め、互いに進捗を確認するための計画です。

④糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置付け

本計画は、人口減少への対応と地方創生の実現を最重要課題としており、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第10条に基づく、地方版総合戦略としても位置付けます。

本計画と同一の趣旨・目的を持つ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含することにより、効果的・効率的に人口減少への対応と地方創生に取り組めます。

(3) 計画推進の基本姿勢

本計画の推進に当たっては、市民や地域、事業者等と行政が協働し、次のような基本姿勢で取り組みます。

- ①計画内容の十分な周知を図り、市民や地域、事業者等と行政において、まちづくりの目標や役割などを共有し、共通理解を深めるとともに、共に考え、共に行動して、着実な計画の推進を図ります。
- ②中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを回すことで、より成果を上げるよう計画の推進を図ります。

(4) 計画の期間と構成

〔計画の期間〕

本計画は、令和9年度（2027年度）を初年度とし、令和15年度（2033年度）を目標年度とする7年間の計画とし、5年ごとに改定を行うものとします。

なお、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要に応じて改定するものとします。

〔計画の構成〕

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

- 基本構想 …… まちづくりの基本方向や将来像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。
- 基本計画 …… 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化し、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含したものです。
- 実施計画 …… 基本計画で体系化した個別施策を実現するために実施する事務事業を明らかにしたものです。

区分・年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第4次												
基本構想	←		基本構想	→		→	→					
基本計画	←		基本計画	→		→	→					
第5次												
基本構想				改訂作業	公表	←		基本構想	→	→	→	→
基本計画				改訂作業	公表	←		基本計画	→	→	→	→

2 第3次総合計画の評価

本市では、令和4年度（2022年度）を初年度とする第3次総合計画に基づき、「人口減少対策」と「住み続けたくなるまちづくり」を重点課題として捉え、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、より良い未来の糸魚川へつないでいくための各種施策を推進してきました。

第3次総合計画の目標達成指標では、令和7年（2025年）の人口を37,650人と推計しましたが、令和7年10月時点の住民基本台帳人口（結果が公表されれば令和7年国勢調査人口に改める）は37,250人となり、目標を400人下回る結果となりましたが、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の将来推計に準拠した推計人口37,192人を58人上回る結果となりました。

本市においては、これまで人口減少対策に取り組んできましたが、人口減少はさらに進行し、バランスが取れた人口構造への転換には至っていません。

第4次総合計画では、人口減少という現実を受け止めたうえで、10年先のあるべき姿を思い描き、限られた資源を効果的・効率的に活用する「選択と集中」により、必要な「ヒト・コト・モノ」を充実させていく取組が必要です。

単なる人口減少対策ではなく、縮小していく人口規模に加えて、関係人口、交流人口、活動人口を増やす取組を通じて、これまでの経済活動や地域活動の規模や質を維持していく必要があります。

○目標達成指標

指標	R7 目標	R7 住基人口 (R7. 10. 1 現在)	比較
総人口	37,650 人	37,250 人	△400 人
年少人口（15歳未満）	3,502 人	3,119 人	△383 人
生産年齢人口（15～64歳）	18,243 人	18,634 人	+391 人
老年人口（65歳以上）	15,905 人	15,497 人	△408 人

【参考】

指標	社人研推計準拠 (R7)	R7 住基人口	比較
総人口	37,192 人	37,250 人	+58 人
年少人口（15歳未満）	3,351 人	3,119 人	△232 人
生産年齢人口（15～64歳）	18,132 人	18,634 人	+502 人
老年人口（65歳以上）	15,709 人	15,497 人	△212 人

また、人口減少社会において、市民生活に必要なまちの機能を維持することはもとより、本市に暮らす誰もが、心豊かに充実した生活を送ることができ、「糸魚川に住み続けたい」「糸魚川でこどもを産み育て、いつまでも健康で元気に暮らしたい」と実感できるまちづくりのほか、地域医療体制の維持・充実や働きやすい雇用環境の整備、鉄道やバスなどの利便性の向上などの取組を進めることで、多くの市民が暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、令和6年度に実施した市民アンケートの結果では、いずれの指標も目標を下回る結果となっています。

市民や地域、事業者、行政の協働による取組を進め、人と人とのつながりや支え合いの輪を広めるとともに、本市に暮らす誰もが地域の魅力や温もりを実感することができるよう、広報による情報提供のほか、住民説明会や意見募集などによる意見聴取など、対話を通じてさらに情報共有を深める取組が必要となっています。

○目標達成指標

指標	R6 目標	R6 結果	比較
住みやすいまちだと思ふ市民の割合	55.0%	39.4%	△15.6
これからも住み続けたいと思ふ市民の割合	70.0%	60.9%	△9.1
行政サービスに対する市民満足度※ ¹	0.00pt	△0.65pt	△0.65

(資料：総合計画策定に関する市民アンケート (R6.8))

また、第4次総合計画を策定するにあたり、第3次総合計画で取り組んできた6つの分野の各項目について、施策指標の達成状況により、下記のとおり検証を行いました。

【中間目標（令和6年度）に対する、実績値により検証】

評価A：目標に対して100%以上の達成度のもの

評価B：目標に対して80%以上、100%未満の達成度のもの

評価C：目標に対して80%未満の達成度のもの

分野別施策指標の達成状況

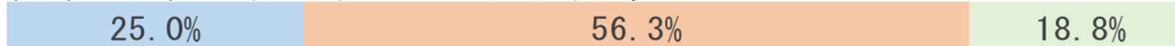
第1章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり（健康・福祉分野）



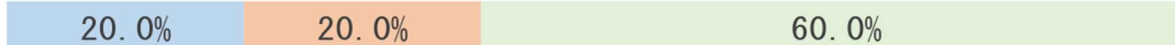
第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり（子育て・教育分野）



第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり（産業分野）



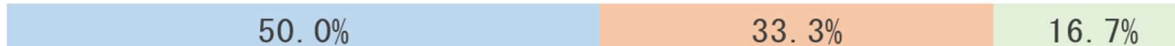
第4章 地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり（人権・移住定住・地域づくり分野）



第5章 安全に安心して住み続けられるまちづくり（市民生活分野）



第6章 計画推進に向けた効率的な行財政運営（行財政分野）



第3次総合計画全体



■ 評価A（達成度100%以上） ■ 評価B（達成度80%以上100%未満） ■ 評価C（達成度80%未満）

施策指標の数値目標においては、おおむね順調に推移している割合（達成度80%以上）が、全体の約77%となっています。

分野別に見ると、「第4章 人権・移住定住・地域づくり分野」がおおむね順調に推移している割合が40%であり、他の分野と比べて達成度が低い状況となっています。

※1 市民アンケートで施策に満足という回答から不満足という回答を差し引いて集計した各分野別平均スコアの合計

3 本市を取り巻く社会経済環境

(1) 急速に進む人口減少と少子高齢化

人口減少と少子高齢化は、本市の社会経済基盤に深刻な影響を与える重要課題です。国の動向をみると、総人口は2008年の約1億2,808万人をピークに減少に転じ、社人研の中長期推計では2040年に約1億1,090万人、2060年に約9,280万人と大幅に減少する見込みです。

こうした国全体の流れは本市にも直結しており、近年の市内人口減少、若年層の都市部流出、65歳以上人口比率の上昇が続くことで、医療・介護・福祉サービスの需要増、税収減少、労働力不足、地域経済の縮小という連鎖が生じています。学校や公共施設の利用減、地域コミュニティの担い手不足、老々介護や孤立といった社会課題の顕在化も懸念されます。

国はこれらの課題に対して「まち・ひと・しごと創生」や子育て支援の強化、女性・高齢者の就業支援、地方への移住・定住支援、外国人材の受入れ制度整備など総合的な取組を進めています。また、地方創生交付金などを通じて地域の実情に応じた事業を支援し、地域の自律的な活力回復を後押ししています。直近では、地域での働き方改革やテレワーク環境の整備、教育・保育サービスの充実、男性の育児参加促進など、ライフステージを通じた支援体制の構築が重視されています。

また、若年層・現役世代の定住・就業促進として、地域産業の新たな雇用創出、起業支援、テレワークや副業を可能にするインフラ整備、職業訓練・スキルアップ支援が求められます。女性・高齢者の就労促進や働き方の柔軟化に向けた施策も重要です。

さらに、移住・定住促進や外国人材受入れによる労働力補完を行う際は、住宅・生活受入体制、多文化共生のための支援策、地域コミュニティとの連携を強化する必要があります。

加えて、限られた財源を有効活用するために、行政サービスや施設の機能見直し・統廃合、民間や地域との協働によるサービス提供、ICTを活用した効率化（遠隔医療、行政手続のオンライン化、データに基づく政策評価）を進めることが重要です。

長期的な視点に立ち、最新の人口推移や年齢構成、転入出動向のデータを基に定量的な目標を設定し、評価指標を用いたPDCAサイクルを回すことにより、持続可能な地域社会の再構築が求められています。

(2) 継続する物価上昇（インフレ）と生活コストの増加

継続する物価上昇（インフレ）と生活コストの増加は、本市の暮らしと地域経済に直接的な負担をもたらしています。エネルギーや食料、建設資材などの価格上昇は家庭の可処分所得を圧迫し、中小事業者のコスト増加は採算悪化や事業縮小につながるおそれがあります。

国は物価上昇への対応として、生活支援の直接給付、燃料費・光熱費支援、住宅支援策、賃上げや中小企業支援の補助金・税制措置、食料供給網の強化などを講じていますが、物価上昇が長期化する場合、地方自治体レベルでも継続的な対策が必要です。

本市に求められる取組の方向性としては、まず生活困窮世帯や低所得者へのきめ細かな支援（定期的な給付、食料支援、公共料金の支援メニューの整備）を確実に行うことが重要です。

このほか、地域経済の耐久力を高めるため中小・小規模事業者への資金繰り支援、仕入れ・物流コストの低減支援（共同購買や地産地消の推進）、省エネ改修や再生可能エネルギー導入によるランニングコスト削減支援が必要です。

また、賃金上昇と生産性向上の好循環をつくるため、業務のデジタル化・省力化支援、職業訓練や人材確保施策、地域内での付加価値創出による価格転嫁力の強化が求められます。

さらに、物価動向を的確に把握するためのモニタリング体制を整備し、国の施策や支援制度と連携して柔軟かつ迅速に対処できる仕組みづくりが必要です。

(3) 成長型経済から持続可能性重視の経済構造への転換

成長型経済から持続可能性重視の経済構造への転換は、本市の未来を左右する重要な課題です。従来の量的成長モデルに依存するだけでなく、地域資源を最大限に活かした高付加価値化、循環型経済、脱炭素化を統合的に進めることが求められます。

国は 2050 年カーボンニュートラル宣言やグリーン成長戦略を掲げ、再生可能エネルギー導入、産業のグリーン化、環境技術への投資促進を進めています。また、地域循環共生圏や地方創生に関する支援施策により、地域発の新産業創出や雇用創出を後押ししています。

本市で必要な取組の方向性として、地域資源（自然、農林水産物、伝統文化、観光資源）の価値を高める産業支援-地産地消・ブランド化、地域加工・直販、観光の質的転換-の推進が必要です。

また、循環型・低炭素社会の実現に向けて、省エネへの取組、再生可能エネルギー導入、廃棄物削減・資源循環の新たな仕組みを検討構築する必要があります。

さらには、産業・就業構造の転換を支える人材育成とイノベーション促進（地域中小企業のデジタル化・高度化支援、実践的な技能訓練、産学官連携による技術導入促進）の強化が求められています。

これらの実行に向けては、地域住民・事業者・行政が協働するガバナンスづくりと、実施効果を測る指標に基づく評価・改善サイクルの導入が不可欠です。

(4) デジタル技術・A I の急速な発展と Society5.0 への対応

デジタル技術・A I の急速な発展と Society5.0 への対応は、本市の行政サービス、産業、医療・介護、教育等を大きく変革する要素です。

国はデジタル庁の創設や「デジタル社会の実行計画」、地方のデジタル化支援、データ連携基盤の整備、A I 研究・実装の促進等を進めており、行政手続のオンライン化、マイナンバーを軸としたデータ利活用、地域のDX（デジタルトランスフォーメーション）支援などが政策の柱となっています。また、A I 倫理・安全性の指針やデータガバナンスの整備にも注力しています。

住民利便性と行政効率の向上を目的に、窓口業務や各種手続のオンライン化、ワンストップサービスの整備、自治体データの標準化・利活用が必要です。

また、地域産業や観光、農林水産業の生産性向上を目指し、IoTによる生産管理、スマート農業、観光のデジタルマーケティング、商店街のキャッシュレス化・受発注システム導入など、中小事業者のDX支援が求められます。

さらには、高齢者やデジタル弱者を含む全ての住民が恩恵を受けられるよう、デジタル包摂の取組（機器貸出、操作支援窓口、デジタルリテラシー講座）も必要です。

加えて、医療・介護分野での遠隔診療・モニタリング、見守りシステム、介護ロボット等の導入支援により、サービスの質と効率を高めていく必要があります。

今後ますます利用が活発化するA I 導入に伴うリスク管理のため、データプライバシー、セキュリティ対策、A I 倫理のガイドライン整備や人材育成（データサイエンス、A I 活用スキル）が必要となっています。

(5) 気候変動の進行と自然災害の激甚化・頻発化

気候変動の進行に伴い、集中豪雨や異常高温、台風の大規模化、土砂災害、沿岸域の高潮・浸水リスクの増大が、本市の安全・生活基盤、産業活動に重大な影響を及ぼします。

国は、気候変動に対応するため、気候変動適応法の制定や防災・減災のための国土強靱化基本計画、浸水想定図の整備、被災者生活再建支援や復興交付金等の支援制度を整備するとともに、温室効果ガス削減に向けた脱炭素政策や再エネ導入の加速を図っています。こうした国の枠組みを踏まえ、本市に求められる取組として、防災・減災と気候変動適応、脱炭素化を一体的に進めることが求められています。

具体的には、ハザードマップや避難所運営の見直し、早期警戒・情報伝達体制の強化、住民参加型の地域防災力向上を推進し、インフラ面では、老朽化対策を踏まえた河川、道路、排水施設の整備・更新や沿岸防護の強化、重要施設の移転・高規格化の検討が必要です。

また、気候変動の進行に備えた都市計画として、浸水対策を組み込んだ土地利用や緑地・雨水貯留の拡充を進めるほか、農林水産業の気候適応として、品種改良、防風・防雪対策、栽培時期の調整などを進めることも重要です。

加えて、公共施設の省エネ・再エネ導入、電力系統のレジリエンス強化など、脱炭素と災害対応を両立する施策の推進が求められます。長期的な気候予測に基づくリスク評価を行い、優先度と費用対効果を踏まえた計画的な投資と見直しを行うことで、安全で持続可能な地域社会の実現が求められています。

(6) 生態系・農林地への影響と鳥獣被害の増加

近年の気候変動や人里の環境変化に伴い、生態系や農林地への影響が顕在化するとともに、クマやイノシシなど鳥獣による被害が増加しています。

国は鳥獣保護管理や被害対策のための法令整備、被害防止技術の研究や普及、狩猟者の育成支援、農林業被害対策への交付金制度などを進めており、地域ごとの実情に応じた総合的な対策を重視しています。

本市でも、山間部の森林資源や里地里山の変化、餌資源の変動、耕作放棄地の拡大などが野生鳥獣の行動圏を変化させ、農作物や人身の被害、観光や暮らしへの不安を招いています。

予防面では、電気柵や防護ネット等の実効性ある防護技術の普及・補助、収穫・保管の工夫、餌場管理や里地里山の保全による生息環境管理が必要となっています。あわせて、人口の減少・高齢化が進む中、野生鳥獣の生息数増加等に対応する、有害鳥獣捕獲の体制整備や担い手の確保が必要です。

共生に向けては、地域ごとの行動計画を策定することが重要であり、国・県の補助金や技術支援を積極的に活用して、捕獲技術やモニタリング（カメラトラップ、GPS等）を導入しつつ、野生鳥獣の生息動態を把握するなど先手を打つ対策が求められます。

さらに、観光資源や森林資源の保全と両立させるため、エコツーリズムや林業の振興と結びつけた地域づくりや担い手への支援を組み合わせた包括的な施策が求められます。

(7) 感染症等の新たな公衆衛生リスクと健康・医療体制の持続性

感染症の流行や高齢化に伴う慢性疾患の増加は、本市の公衆衛生と医療・介護体制の持続性に重大な影響を及ぼします。

国は新型コロナ対応を契機に、感染症法制の見直し、全国的な医療体制の強化、検査・ワクチン供給体制の整備、地域医療構想や医師・看護師の確保支援などを進めており、地方自治体と医療機関の連携強化が求められています。

また、地域包括ケアシステムの充実や、保健所機能の強化、生活習慣病対策・予防接種

の推進といった普遍的施策も重視されています。

本市においては、初期診療と在宅医療・介護の連携強化が急務です。具体的には、救急搬送・入院受け入れ体制の確保、訪問診療や訪問看護・訪問介護の拡充、医療従事者の確保・定着支援、診療の負担軽減を図るためのＩＣＴ導入（電子カルテ連携、遠隔診療、地域医療連携ネットワーク）の推進が必要です。

また、感染症の流行や高齢化に伴う慢性疾患の増加について、予防の観点から生活習慣の改善や高齢者のフレイル予防、予防接種の普及、健康づくり施策を強化することが重要です。限られた人的・財政的資源を有効活用するため、国・県の支援制度や地域の医療・介護福祉事業者等との協働体制を構築し、平常時の医療提供能力の維持と非常時の迅速対応力を両立させる必要があります。

(8) 多様性の尊重と共生社会の実現

多様性の尊重と共生社会の実現は、住民一人ひとりが安心して暮らし続けられる地域づくりの基盤です。

国は「地域共生社会」や多文化共生政策、男女共同参画・障がい者支援の強化、若者の就労・生活支援などを通じて、多様な主体が参画する社会の実現を進めています。また、外国人材受入れや日本語教育、生活支援の制度整備を図る一方で、地域での受入体制や社会統合支援の重要性が課題として挙げられています。

また、生活支援と制度利用の「見える化」を進め、子育て支援、高齢者・障がい者支援、生活困窮者対策などの相談窓口をワンストップ化するとともに、外国人向けに多言語情報の提供や日本語学習支援が求められます。

本市においては、学校での異文化理解教育、地域イベントや交流事業など、多文化共生を促進する教育・地域活動を強化するとともに、起業・就労支援、インターンシップ促進を通じて地域でのキャリア形成など若年層の定着・活躍支援が必要です。

(9) 財政制約下での公共サービス再編とインフラ維持管理

人口減少と高齢化が進む中、地方財政は社会保障費の増大や税収の減少のほか、災害対応費・インフラ更新費の増大により厳しさを増していくものと予想されています。

国は地方創生交付金やインフラ老朽化対策の補助、地方債・財政支援制度の整備を続ける一方、費用対効果を踏まえた長寿命化計画や統廃合を含む施設再編の方針を示しています。

本市においては、限られた財源で安全・安心な公共サービスを持続的に提供するため、優先順位に基づく戦略的な事業選別と公共施設の適正配置が不可欠です。具体的には、複数施設の機能統合や役割の見直し、施設の用途転換・段階的縮小を行うとともに、維持管理の共同化（近隣自治体や民間との連携）、ＰＰＰ／ＰＦＩなど多様な資金調達手法の検討が必要です。

日常サービスの効率化に向けては、行政手続のデジタル化やオンラインサービスの拡充で人件費・運営費の抑制を図るとともに、市民や地域、事業者、行政の役割分担と協働を進め、簡素で負担の少ない事務事業に転換を図る必要があります。

また、財源確保に向けては、国の補助・交付金の積極的な活用のほか、地方債や基金の戦略的運用、民間資金導入などが考えられます。対話による合意形成と説明責任を重視し、透明性の高い評価指標を用いた政策決定プロセスを確立することで、持続可能な公共サービス提供体制の構築が必要です。

(10) 地域資源を活かす持続可能な地域づくりとＳＤＧｓの推進

地域資源を活かす持続可能な地域づくりとＳＤＧｓの推進は、長期的な活力確保と住民

の生活の質向上に直結します。

国はSDGsを国策に位置付け、地域循環共生圏の形成やグリーン成長戦略、中山間地域対策、観光立国の推進などを通じて地域資源の活用と脱炭素・循環型経済への転換を支援しています。補助金や技術支援、地域づくりのモデル事業を通じた実装支援が拡充されており、自治体には地域特性を活かした戦略的な取組が期待されています。

地域資源を活かす取組として、自然（山林・里海里地）・文化（祭礼・伝統産業）・人的資源を統合した地域ブランドづくりと高付加価値化を進めるとともに、地産地消や加工品のブランド化、エコツーリズムや文化資源を活用した観光の質的転換により、地域内経済を活性化が求められます。

また、再生可能エネルギーの導入、公共施設の省エネ改修、食品ロス削減や資源循環の仕組みづくりによりライフサイクル全体で環境負荷を低減するほか、産学官民が連携する交流拠点やインキュベーション、技能・経営支援、地域課題解決型の教育プログラムで次世代の担い手育成が必要となっています。

市民にとってわかりやすく実感できる指標を設定し、住民参画の下で定期的に評価・見直しを行うことで、透明性と実効性のあるまちづくりが必要です。

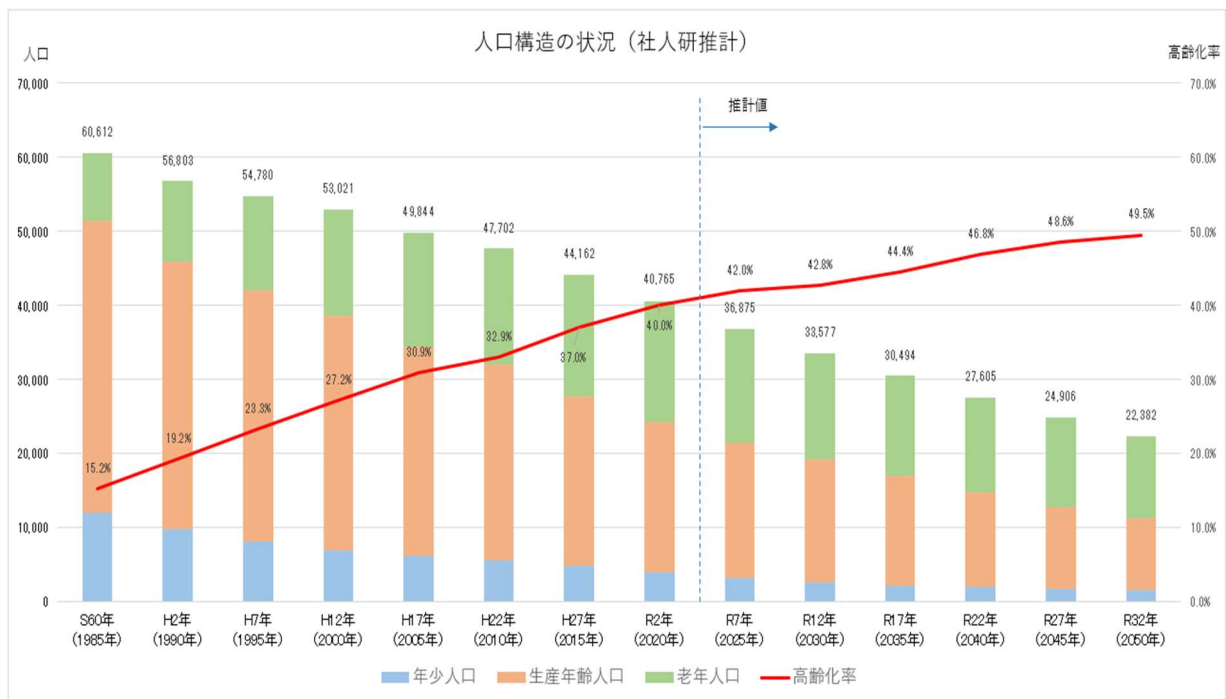
4 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移と将来推計

平成 17 年（2005 年）の市町合併時の人口は、約 50,000 人でしたが、令和 2 年（2020 年）国勢調査の結果では、40,765 人と、合併後 15 年間で約 9,000 人、率にして約 18%減少しています。

この国勢調査の結果を基に、社人研の人口推計※¹（基準：令和 7 年推計人口 36,875 人）に準拠して将来人口を推計すると、20 年後の令和 27 年（2045 年）には 24,906 人、40 年後の令和 47 年（2065 年）には 15,653 人まで減少すると予測されています。

また、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和 7 年 10 月 1 日時点で 41.6%と、全国の 29.4%、新潟県の 34.6%を大きく上回っており、今後更に上昇することが見込まれています。



	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,816	4,005	3,224	2,597	2,173	1,958	1,770	1,566
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,396	22,942	20,213	18,171	16,625	14,767	12,717	11,040	9,733
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,715	16,346	16,296	15,480	14,355	13,554	12,930	12,096	11,083
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765	36,875	33,577	30,494	27,605	24,906	22,382
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.0%	42.0%	42.8%	44.4%	46.8%	48.6%	49.5%

資料：国勢調査（R 7 以降は社人研推計方法に基づく値）

年齢 3 区分人口は、以下の年齢構成としています。

年少人口：15 歳未満人口 生産年齢人口：15～64 歳人口 老年人口 65 歳以上人口

なお、年齢 3 区分人口の合計と総人口が合わないのは、年齢不詳数があるためです。

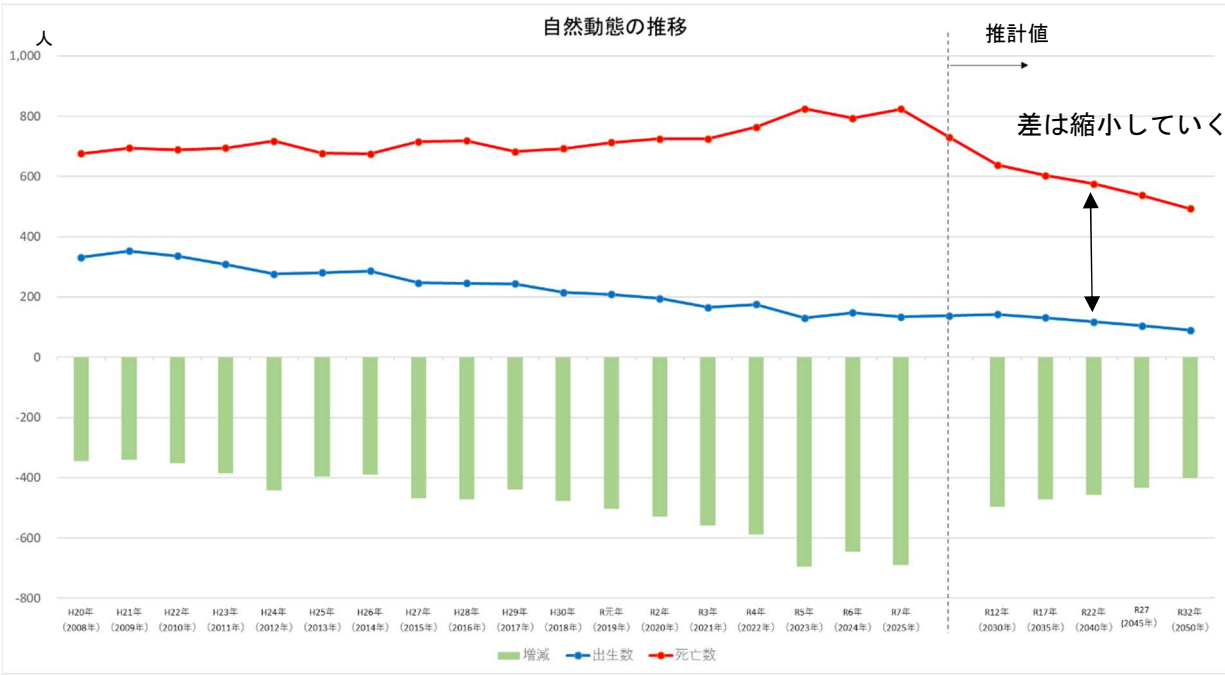
※ 1 令和 5 年（2023 年）12 月公表「日本の地域別将来推計人口」

(2) 人口動態の状況

① 自然動態

人口の自然動態は、平成元年（1989 年）に死亡数が出生数を上回り、減少傾向に転じて以降、出生数の減少により、減少幅が年々大きくなってきています。

高齢化率の上昇や少子化により、死亡数が出生数を上回る状態で、自然動態は今後も減少傾向が続くと見込まれていますが、人口減少に伴い、死亡数と出生数の差は縮小していくものと見込まれます。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年 10 月 1 日）
（R12 以降は社人研推計方法に基づく値）

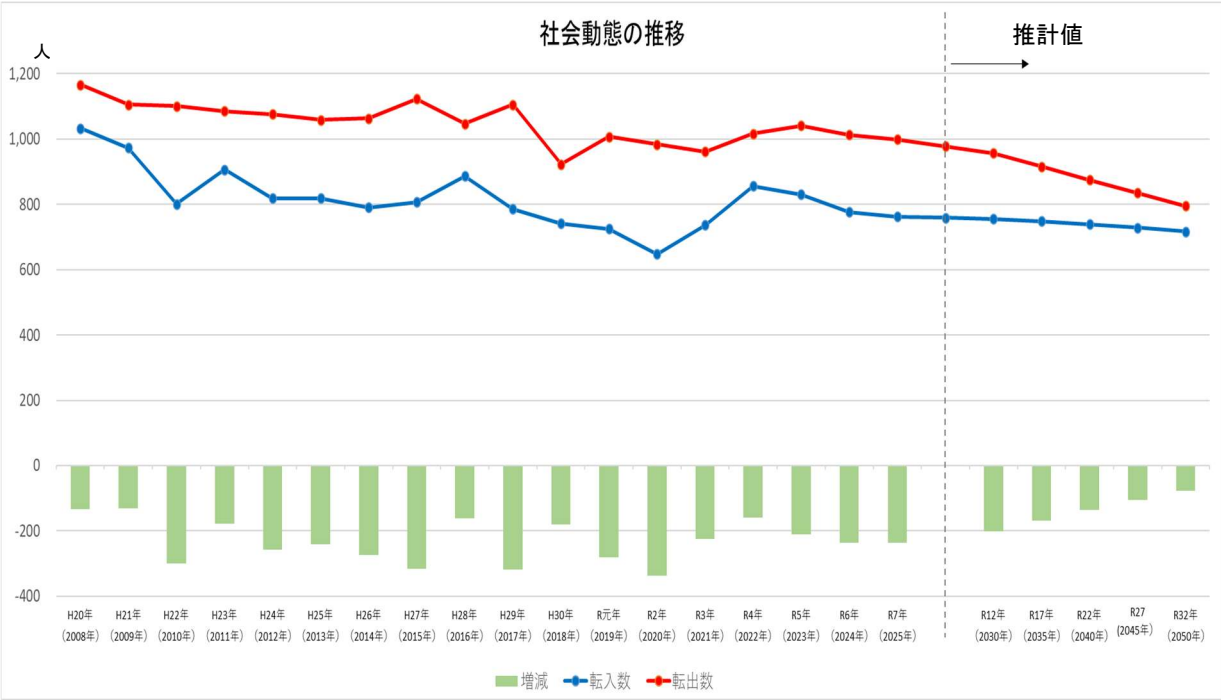
【実績】																		(単位:人)
	H20年 (2008年)	H21年 (2009年)	H22年 (2010年)	H23年 (2011年)	H24年 (2012年)	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)
出生数	332	353	336	309	276	281	286	247	246	244	215	209	195	165	176	130	148	134
死亡数	676	695	689	695	718	677	675	716	719	683	693	713	725	725	764	825	793	824
増減	▲344	▲342	▲353	▲386	▲442	▲396	▲389	▲469	▲473	▲439	▲478	▲504	▲530	▲560	▲588	▲695	▲645	▲690

【推計】					(単位:人)
	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27 (2045年)	R32年 (2050年)
出生数	142	131	117	104	90
死亡数	638	603	575	538	493
増減	▲496	▲472	▲458	▲434	▲403

② 社会動態

人口の社会動態は、人口減少に伴って、転入者及び転出者とも減少傾向ですが、転出が転入を上回る社会減が続いています。しかし、直近5年の変化率を比較すると、転出より転入の割合がわずかに大きくなっており、将来推計では転入のほうが減少の傾向が緩やかになると見込まれます。

今後、若年人口の減少により、転入・転出者数とも減少することが見込まれることから、減少幅は徐々に縮小していくと推計されています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年10月1日）
（R12以降は社人研推計方法に基づく値）

	【実績】																		(単位:人)
	H20年 (2008年)	H21年 (2009年)	H22年 (2010年)	H23年 (2011年)	H24年 (2012年)	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)	
転入数	1,033	973	801	907	819	819	790	807	886	786	742	725	648	737	856	830	777	763	
転出数	1,166	1,105	1,101	1,086	1,076	1,059	1,063	1,123	1,047	1,105	923	1,007	984	962	1016	1041	1013	999	
増減	▲133	▲132	▲300	▲179	▲257	▲240	▲273	▲316	▲161	▲319	▲181	▲282	▲336	▲225	▲160	▲211	▲236	▲236	

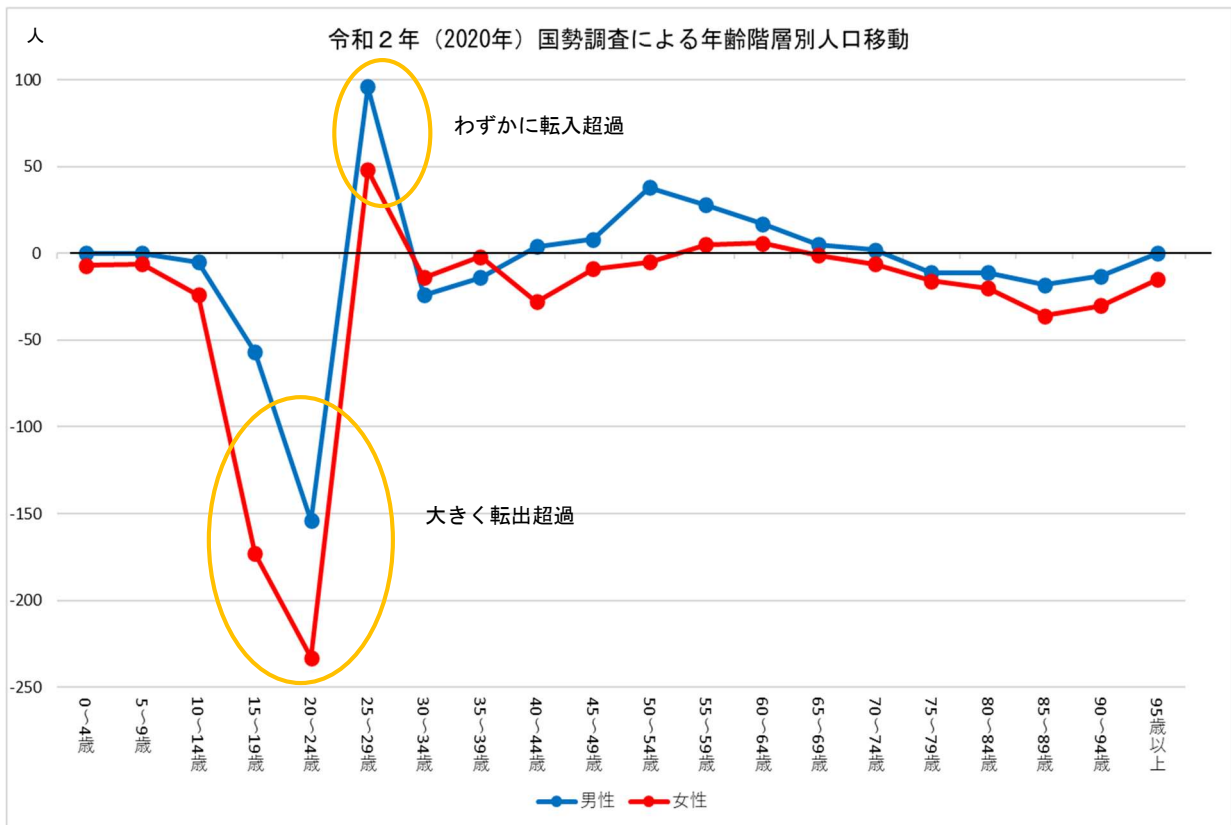
【推計】 (単位:人)					
	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27 (2045年)	R32年 (2050年)
転入数	756	748	739	729	717
転出数	957	916	875	835	795
増減	▲201	▲168	▲136	▲106	▲78

③ 年齢階層別人口移動

本市の社会動態の年齢階層別の構造では、男女とも 15～24 歳になる時に転出超過が最も多くなり、その後、25～29 歳になる時に転入超過となる傾向がありますが、転入超過数が転入超過数を大きく上回っています。特に女性では、20 代前半までの転出超過者数に対して、20 代後半での転入超過者数の割合が約 2 割と若年層での人口流出傾向が顕著です。

なお、この傾向は前回の総合計画策定時（平成 27 年国勢調査の結果）とほぼ同様であり、当市の人口移動の状況を顕著に表すものとなっています。

また、全年齢を通じて、女性の方が男性よりも転出超過等による減少幅が大きい傾向があります。男性では、50 代から 60 代前半にかけて転入超過となっており、この傾向も前回同様となっています。



資料：国勢調査

(単位：人)

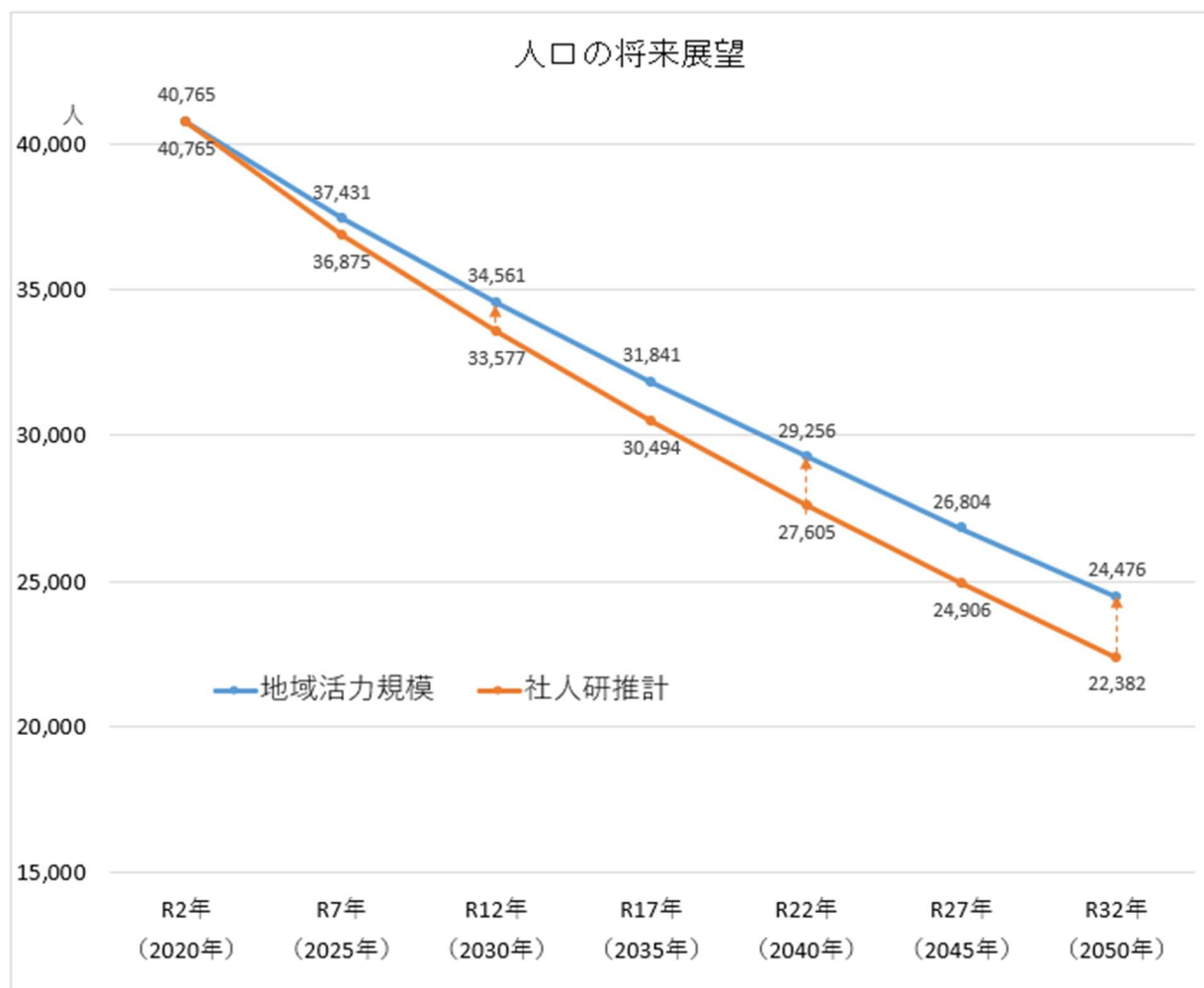
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上
男性	転入	32	46	22	93	113	216	134	96	89	89	101	77	65	36	21	10	6	5	3	0
	転出	32	46	27	150	267	120	158	110	85	81	63	49	48	31	19	21	17	23	16	4
	増減	0	0	▲5	▲57	▲154	96	▲24	▲14	4	8	38	28	17	5	2	▲11	▲11	▲18	▲13	▲4
女性	転入	37	40	14	23	93	156	113	90	41	42	34	31	23	20	18	7	8	5	5	1
	転出	44	46	38	196	326	108	127	92	69	51	39	26	17	21	24	23	28	41	35	16
	増減	▲7	▲6	▲24	▲173	▲233	48	▲14	▲2	▲28	▲9	▲5	5	6	▲1	▲6	▲16	▲20	▲36	▲30	▲15
合計	転入	69	86	36	116	206	372	247	186	130	131	135	108	88	56	39	17	14	10	8	1
	転出	76	92	65	346	593	228	285	202	154	132	102	75	65	52	43	44	45	64	51	20
	増減	▲7	▲6	▲29	▲230	▲387	144	▲38	▲16	▲24	▲1	33	33	23	4	▲4	▲27	▲31	▲54	▲43	▲19

(3) 人口の将来展望

人口減少の流れは続くものの、本市が将来にわたり持続可能なまちを築くため、単に人口構造を変えることを目標とするのではなく、現に暮らす市民のあらゆる活動を活性化し、関係人口・交流人口・活動人口を増やすことで、経済活動や地域活動の規模と質を維持・向上させる方針への転換が必要です。

具体的には、子育て支援や高齢者の健康づくり等で市民満足度を高めるとともに、地域課題解決に参加する拠点や場を整備し、都市部や全国からの交流・滞在・参画を促進する必要があります。

これらの取組により、人口が推計どおり減少した場合においても、関係人口・交流人口・活動人口等の増加によって、経済活動や地域活動の規模と質を維持・向上させます。すなわち、活動人口等による地域への関わりを、人口減少を一定程度改善した場合に相当する人口規模換算の地域活力として捉え、推計人口を上回る活動・経済規模の実現を目指します。



	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
地域活力規模	40,765	37,431	34,561	31,841	29,256	26,804	24,476
社人研推計	40,765	36,875	33,577	30,494	27,605	24,906	22,382

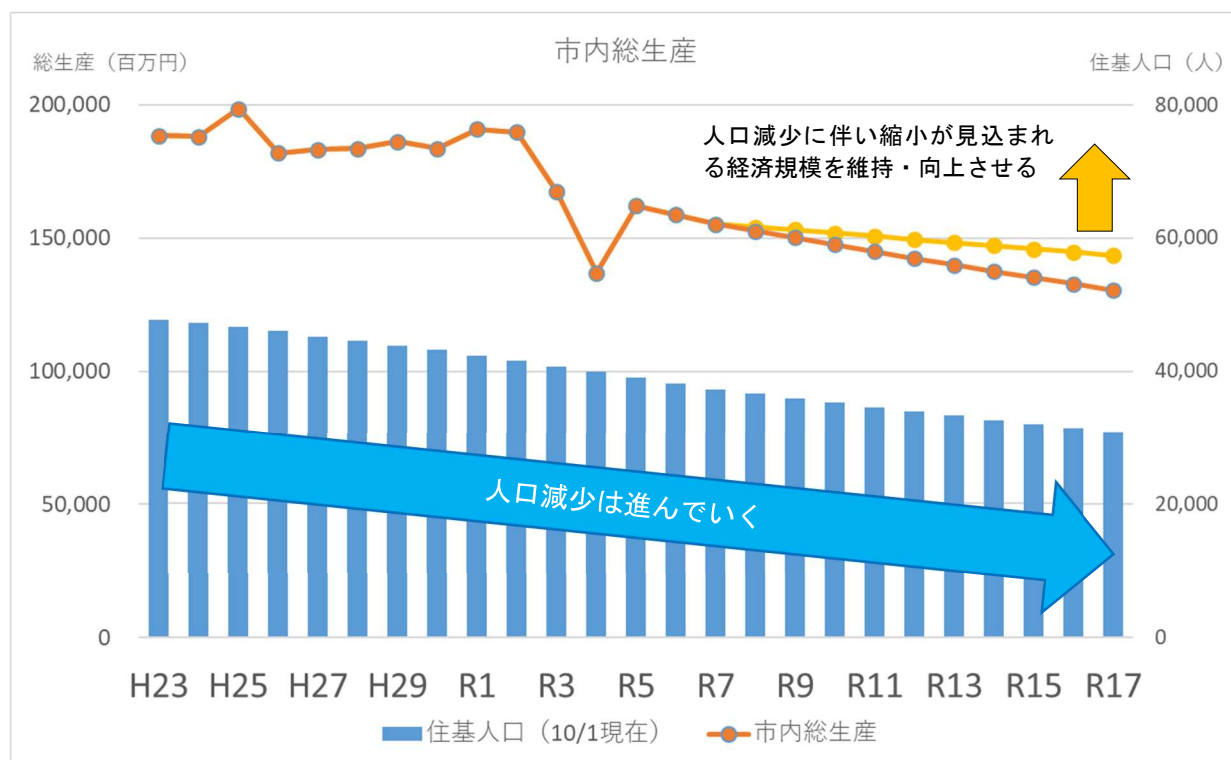
(4) 人口の将来展望による活動規模の維持・拡大

本市では、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、まちの活力を維持・向上させるため、定住人口だけに着目するのではなく、関係人口、交流人口、活動人口を含めた人口規模換算の地域活力の確保を目指します。

地域外から継続的に人を呼び込み、学び、訪れ、関わり、活動する機会を広げることで、経済活動や地域活動の規模と質を維持・拡大し、地域に新たなにぎわいと価値を生み出します。

こうした人の流れを地域内の消費や交流、担い手の確保につなげることで、地域経済の循環を高め、市民が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられる環境を整えます。

これにより、「住みたいまち」「住み続けたいまち」の実現と、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。



5 土地利用

本市は、746.41 ㎥と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林や原野などであり、総面積の95.0%を占めています。

土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤となるものです。土地利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

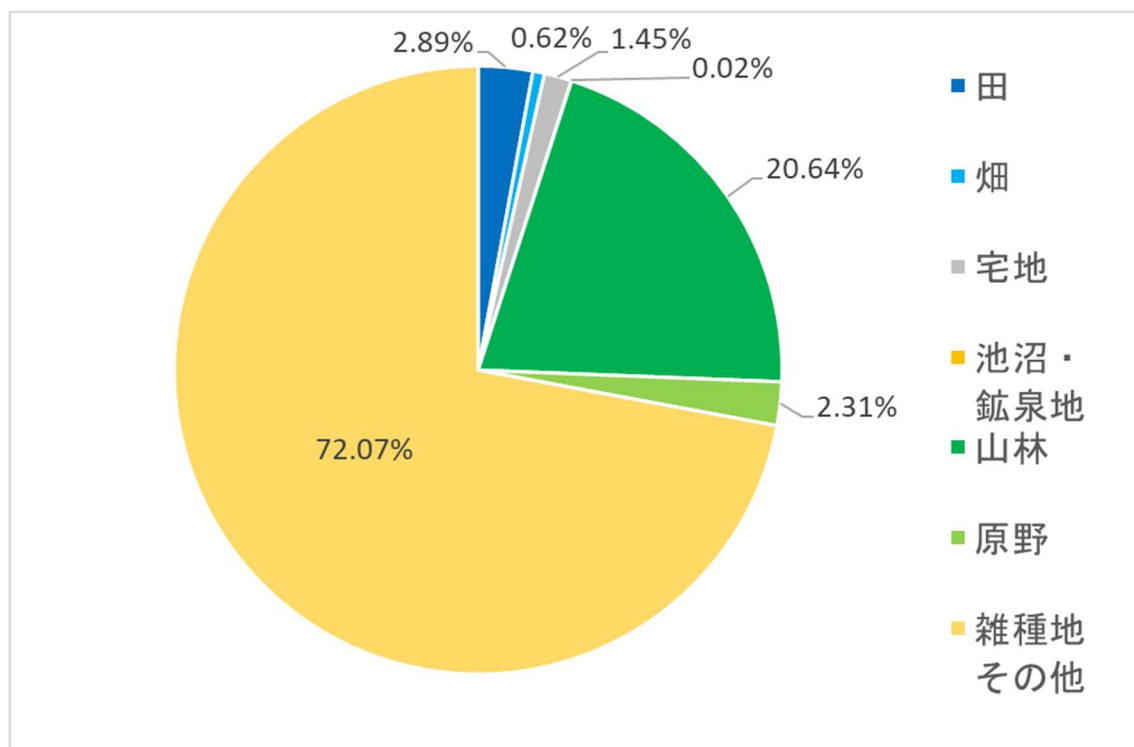
土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

<土地利用別面積（R8.1.1 現在）>

（単位：㎥・％）

区 分	田	畑	宅 地	池沼・ 鉱泉地	山 林	原 野	雑種地 その他	計
面 積	21.58	4.63	10.80	0.14	154.08	17.24	537.94	746.41
割 合	2.89	0.62	1.45	0.02	20.64	2.31	72.07	100.00

資料：令和8年度固定資産税概要調書



<土地利用の指定状況（R8.4.1 現在）>

指定区分	面 積	指定年月日	備 考
糸魚川市都市計画区域	9,529ha	H19.10.30	内用途地域 1,049ha

指定区分	地域	面 積	指定年月日	備考
農業振興地域	能 生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域 1,790ha
	糸魚川	21,160ha	S46.10.4	内農用地区域 2,243ha
	青 海	1,588ha	S48.7.18	内農用地区域 107ha

資料：都市建設課・農林水産課

